

支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
 TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861
 e-mail: sasaerukai@20jyosaiban.net
 http://www.20jyosaiban.net/
 郵便振替 00170-7-386997 郵政20条裁判を支える会

集団訴訟、各地で勝利的和解が進む 四国で全員、中国、福岡で一部和解

2020年2月に全国7地裁に154人の原告で一斉に提訴した全国集団訴訟は、前号で報告した長崎訴訟(3月30日、原告4人全員和解)に続いて、9月17日、四国訴訟(高知地裁)で原告7人全員の和解が成立しました。また、7月16日には中国訴訟(広島地裁)で原告11人中7人が、10月5日には福岡地裁で原告8人中6人が和解しました。提訴から約1年半を経て、多くの支援のもとで、原告、弁護士、そして郵政ユニオンのがんばりで勝利的和解が進んでいます。

2020年2月の集団訴訟提訴後の10月15日、労契法20条裁判・東西第一次訴訟(原告、東日本3人、西日本8人)の最高裁判決が出されました。最高裁判決は①年末年始勤務手当、②夏期冬期休暇、③年始期間の祝日割増、④病気休暇、⑤扶養手当を不合理な格差と認定し、損害賠償を命じました。住居手当はすでに上告が受理されず、不合理とした高裁判決が確定していました。原告・弁護士はこの最高裁判決を受けて、最高裁判決に基づいた早期解決をはかることを方針とし、裁判闘争を進めてきました。2020年11月13日、154人原告及び全国弁護士団、郵政ユニオンの一致した方針として「本件の早期解決に向けて」の書面を東京地裁に提出してきました。

今年に入り、被告・会社側からは最高裁判決を受けての準備書面が各地裁に提出されました。その内

容は最高裁判決で不合理な格差として認定された手当及び休暇について、会社が2018年10月に行った制度改定を理由に改定後は「不合理ではない」「相違はない」とした上で、改定前までは「不合理」で損害金を支払うというものでした。具体的には住居手当、年末年始勤務手当、夏期冬期休暇、病気休暇がそれにあたり、病気休暇と扶養手当については最高裁判決を逸脱した「5年基準」を持ち出しました。その「基準」に沿って、和解できる原告には損害額の提案を行ってきました。

全国の原告には2018年10月の制度改定前に労契法18条による無期転換(郵政での呼び名はアソシエイト社員)した原告が多くいます。(郵政は法を1年半前倒して2016年10月から無期転換制度をスタートさせ、6か月後の2017年4月1日は約7万人のアソシエイト社員が誕生しました)。全体の訴訟方針と原告の実情も合わせ、和解による解決をはかってきました。現時点で原告153人(提訴時から1人減)中で和解する(した)原告は92人、訴訟を継続する原告は59人となっています。これは基本的に原告一人ひとりの意向を確認したものです。

集団訴訟はまだまだ終わっていません。
引き続きご支援をお願いいたします。



福岡訴訟、和解報告



福岡訴訟 記者会見

10月5日、福岡訴訟の和解協議が福岡地裁にて行われ、原告8人中6人の和解が成立しました。和解金は総額123万3714円となり、概ね原告の請求に沿うものとなっております、勝利的和解です。法廷後の報告集会は支援者を含めて総勢30数人で開催しました。原告団長はあいさつで、「自分たちの敵は正社員ではない」と強く訴え、これまでの会社が行った「住居手当の廃止」や「扶養手当改悪」など正社員の待遇引き下げる愚行を訴えました。

(重松原告団長のあいさつは別紙参照)

マスコミも新聞4社とNHKテレビ局から取材があり、当日夕方の地方ニュースでは、弁護団長の梶原弁護士の生の声で「最高裁の考え方がそのまま適用されているその意義があると思っている。労働格差の是正が行われていくような、社会的に常識化することに繋がればと思っている。」と放映されました。各記者からの質問は集会終了後も続き、関心度の高さが伺われました。

福岡原告団は8人中6人が和解しましたが、残りの2人が勝利するまで、最後まで全員が一丸となつてたたかっていきます。ご支援をお願いします。

集団訴訟と追加訴訟の違いは？

支援の方から20条裁判で争っている集団訴訟と追加訴訟の違いがよくわからないと質問が寄せられました。これまで十分な説明が行われてこなかったという反省をしつつ、ご質問にお答えします。

集団訴訟は2014年春に労働契約法20条を活用し、正社員との不合理な格差の是正を求めて提訴した東西20条裁判（第一次訴訟）を引き継ぐ裁判として開始しました。第一次訴訟で勝ちとった成果をさらに多くの非正規労働者に広げるためのたたかいです。全国7地裁に原告154人で一斉に提訴したことから「集団訴訟」と呼んでいます。

追加訴訟は少し馴染みがないかと思います。第一次訴訟は昨年10月15日に最高裁判決を勝ちとりました。但し、勝ちとった手当と休暇の損害金の請求期間の認定は東で2016年8月まで、西で2018年8月までです。原告たちはその後も基本的に無期転換することなく、有期雇用で働き続けています。当然、その間には不合理な差別は存在していることにより、認定された請求期間以降を拡張して請求したのがこの裁判です。さらに請求を追加したことから「追加訴訟」と呼んでいます。東では3人が、西では6人が原告となり、争っています。西日本の裁判は争っている内容が同じことから近畿の集団訴訟と併合することが9月7日の期日で決まりました。



四国訴訟 記者会見

◆会費・カンパのお願い◆

「労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」

新規加入・継続・カンパ等ご協力いただける方は、住所・氏名を明記のうえ、下記へ送金願います。

年会費 個人1口 1000円

団体1口 3000円

郵便振替口座 00170-7-386997

「郵政20条裁判を支える会」